

審 査 基 準

平成19年7月20日作成

| |
|---|
| 法 令 名：火薬類取締法 |
| 根 拠 条 項：第19条第4項 |
| 処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付 |
| 原権者（委任先）：三重県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、同第8条（運搬の届出等の経由） |
| 審 査 基 準： |
| 標 準 処 理 期 間：1日以内 |
| 申 請 先：運搬証明書の交付を受けた警察署の生活安全課 |
| 問 い 合 わ せ 先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110) 又は警察署生活安全課 |
| 備 考： |